

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	昭和村

昭和村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業課
所在地 利根郡昭和村大字糸井388
電話番号 0278-24-5111
FAX番号 0278-24-5254
メールアドレス sangyo@vill.gunma-showa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンシカ、イノシシ、カラス、ツキノワグマ、ハクビシン、カモシカ、ニホンザル
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	昭和村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	ハウレンソウ	2,800 千円 65a
イノシシ	トウモロコシ	1,500 千円 63a
カラス	果樹（リンゴ）、野菜	760 千円 11a
ツキノワグマ	トウモロコシ	400 千円 25a
ハクビシン	イチゴ、トウモロコシ	950 千円 16a
カモシカ	レタス、ハウレンソウ	990 千円 30a
ニホンザル	トウモロコシ	1 千円 1a

(2) 被害の傾向

ニホンジカ	以前から村内に生息しており、農地等へ出没し、農作物に多くの被害を与えていた。平成14年度から侵入防止柵を整備したが、依然被害が多く発生しているため、被害の拡大が懸念される。
イノシシ	村内周辺の山林に生息しており、こんにやく等の掘り起こしなど、農作物に被害を及ぼしている。永井・入原地区の山林周辺の農地を中心に被害が拡大しており頭数も増加傾向にある。
カラス	年間を通し、果樹、野菜に被害が発生している。
ツキノワグマ	村内周辺の山林に生息し、毎年収穫時期を中心にトウモロコシ、果樹に被害が発生している。人家近くに出没することもあり、人身被害の発生も懸念される。
ハクビシン	村内周辺の山林に生息しており、人家近くのイチゴ、トウモロコシ等に被害が発生している。
カモシカ	以前から生息しており、農地等へ出没し、農作物に多くの被害を与えている。また、特別天然記念物のため保護されており、被害地域の拡大が懸念される。
ニホンザル	沼田市利根町境付近の山林周辺に生息しており、農地等へ出没し、トウモロコシ等に被害を与えている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
ニホンジカ	2,800 千円	65a	2,500 千円	45a
イノシシ	1,500 千円	63a	1,350 千円	43a
カラス	760 千円	11a	680 千円	8a
ツキノワグマ	400 千円	25a	360 千円	18a
ハクビシン	950 千円	16a	850 千円	11a
カモシカ	990 千円	30a	890 千円	21a
ニホンザル	1 千円	1a	1 千円	1a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣被害対策実施隊を編成し、銃器、わな、檻を要いて対象鳥獣を捕獲している。 捕獲個体については、従事者が埋設処分をしている。	狩猟者の減少に伴い従事者の育成が急務である。 また、効率的な捕獲や錯誤捕獲に防止のため捕獲機材の導入、普及促進が課題である。
防護柵の設置等に関する取組	平成14年度から23年度までの国及び県の補助事業を活用し、ニホンジカ・対策として、防護柵を約11km設置し、平成24年度には既存の柵にイノシシ用の返しを設置して農地への侵入を防いでいる。平成25年度から30年までニホンジカ・イノシシに加え、ニホンザル対策のため防護柵と電気柵の複合柵を約3km設置した。 その後も多面的支払交付金を用いて毎年少しずつ防護柵を設置している。	防護柵の維持管理が課題である。
生息環境管理その他の取組	有害鳥獣の生息地の対策として、住宅地及び農地周辺の荒れて放置されている竹林と森林を全伐や間伐している。	除伐、刈払等の維持管理が課題である。

(5) 今後の取組方針

<p>野生鳥獣による農作物被害は拡大傾向にあるため、侵入防止柵の設置や農作物残渣の適正処理等の被害管理、計画的な対象鳥獣の捕獲等の個体数管理、農地周辺のヤブの刈り払いによる緩衝帯の設置、GIS を活用した被害地区の分析等の生息地管理施策を総合的に実施するとともに、ICT 技術を活用して捕獲活動の効率化を進める。</p>	
ニホンジカ	<p>被害防止のため、侵入防止柵の設置や積極的な有害捕獲を行う。そのための捕獲機材を導入し安定した捕獲を行う。</p>
イノシシ	<p>被害防止のため、侵入防止柵の設置や積極的な有害捕獲を行う。そのための捕獲器材を導入し、必要に応じ銃器による捕獲を行い安定した捕獲を行う。</p>
カラス	<p>被害防止のため、残渣の適正処理等の被害管理を進めながら銃器による捕獲を行う。</p>
ツキノワグマ	<p>農作物被害のほか、人身被害の可能性があるため、人身被害が発生する恐れがある場合は捕獲を行う。</p>
ハクビシン	<p>捕獲を推進するため、被害農家自身が捕獲従事者になるため、わな免許の取得を促す。また、補助事業等を活用して捕獲器材を導入し、安定した捕獲を行う。</p>
カモシカ	<p>生息調査を外注し、被害調査や生息調査を毎年行う。被害が増えるようなら「昭和村カモシカ保護管理管理」を立て計画的な捕獲を行う。</p>
ニホンザル	<p>被害防止のため、動物駆逐用煙火、轟音玉等による追い払いや生息調査等、総合的な対策を実施する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>対象鳥獣の捕獲について、鳥獣被害対策実施隊員が従事する。また、わな免許所持者である。被害農業者については鳥獣被害対策実施隊と連携し捕獲体制を補完する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ イノシシ カラス ツキノワグマ ハクビシン カモシカ	<p>鳥獣被害対策実施隊と連携を取り、捕獲器材を導入し捕獲にあたる。</p> <p>捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。</p> <p>ICT 技術を用いる等、捕獲活動を効率化する。</p>

	ニホンザル	
令和6年度	ニホンジカ イノシシ カラス ツキノワグマ ハクビシン カモシカ ニホンザル	鳥獣被害対策実施隊と連携を取り、捕獲器材を導入し捕獲にあたる。 捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。 ICT 技術を用いる等、捕獲活動を効率化する。
令和7年度	ニホンジカ イノシシ カラス ツキノワグマ ハクビシン カモシカ ニホンザル	鳥獣被害対策実施隊と連携を取り、捕獲器材を導入し捕獲にあたる。 捕獲従事者を確保するため、狩猟免許の取得を推進する。 ICT 技術を用いる等、捕獲活動を効率化する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
近年の捕獲頭数の推移、生息状況や被害発生状況により鳥獣毎に捕獲計画を設定する。	
ニホンジカ	村内全域生息し、被害地域は年々拡大していることから、令和5年度～令和7年度は令和2年度～令和4年度の平均年間捕獲数を上回る150頭を捕獲するものとする。
イノシシ	年々被害が増加していることから、箱わな・くくりわな等による有害捕獲を行っており、令和5年度以降は50捕獲するものとする。
カラス	村内各地区において果樹等への被害が発生していることから、令和5年度以降については50捕獲する。
ツキノワグマ	被害防止のためやむを得ない場合、関係機関と協議のうえ捕獲することとし、捕獲計画数は設定しない。
ハクビシン	近年、被害が増加しており、令和5年度以降は30頭の捕獲を行う。
カモシカ	被害が拡大するようなら、「昭和村カモシカ保護管理計画」を設定して、令和6年度以降は被害に応じて計画を立てて捕獲を行う。
ニホンザル	被害防止のため、箱わなを使用して捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	150頭	150頭	150頭
イノシシ	50頭	50頭	50頭
カラス	50羽	50羽	50羽
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
カモシカ	0頭	1頭	2頭
ニホンザル	3頭	3頭	3頭

捕獲等の取組内容	
対象鳥獣の捕獲については関係法令のほか群馬県が定める第13次鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施する。	
ニホンジカ	年間を通じて農作物等への被害が発生しているため、5月から収穫が終了する時期を中心に農地及び農地周辺の山林等において銃器及びくくりわなによる捕獲を行う。
イノシシ	年間を農作物等への被害が発生しているため、狩猟期間外においては、箱わな及びくくりわなでの捕獲を行い、必要に応じて銃器による捕獲を行う。
カラス	収穫時期の果樹園及び水田において銃器による捕獲を行う。
ツキノワグマ	人身被害防止等、捕獲がやむを得ない場合、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。
ハクビシン	被害が発生する収穫時期を中心に農地及び農地周辺において、捕獲オリを使用し捕獲を行う。
カモシカ	年間を通じて農作物への被害が発生しているため、「昭和村カモシカ保護管理計画」に基づき、農地及び農地周辺の山林において捕獲を行う。
ニホンザル	被害が発生する収穫時期を中心に農地及び農地周辺において箱わなを使用して捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
銃刀法第5条の2第4項第1号に規定するライフル銃による捕獲については該当なし。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
昭和村全域	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条第 1 項に基づき、県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ニホンジカ イノシシ ハクビシン ツキノワグマ カモシカ	防護柵 500m	防護柵 500m	防護柵 500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ニホンジカ イノシシ ハクビシン ツキノワグマ カモシカ	定期的な見回り及び破損部分の修繕。 鳥獣被害対策実施隊による追上げ、追払い活動。	定期的な見回り及び破損部分の修繕。 鳥獣被害対策実施隊による追上げ、追払い活動。	定期的な見回り及び破損部分の修繕。 鳥獣被害対策実施隊による追上げ、追払い活動。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5 年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン ツキノワグマ カモシカ	住宅地及び農地周辺の荒れて放置されている竹林と森林の全伐や間伐。 農作物残渣の適正処理の指導。
令和 6 年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン ツキノワグマ カモシカ	住宅地及び農地周辺の荒れて放置されている竹林と森林の全伐や間伐。 整備した竹林、森林の除伐・刈払。 農作物残渣の適正処理の指導。

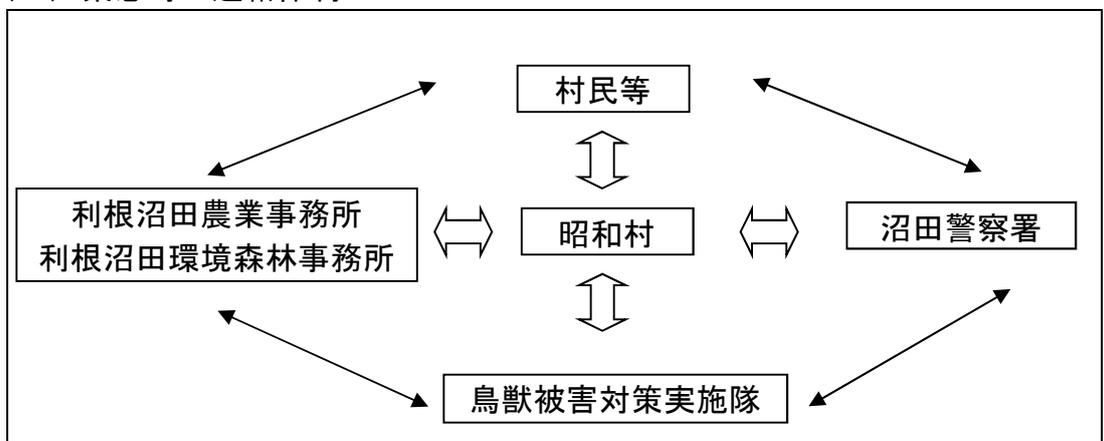
令和7年度	ニホンジカ イノシシ ハクビシン ツキノワグマ カモシカ	住宅地及び農地周辺の荒れて放置されている竹林と森林の全伐や間伐。 整備した竹林、森林の除伐・刈払。 農作物残渣の適正処理の指導。
-------	--	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
昭和村	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じ捕獲等許可に係る事務や指示
鳥獣被害対策実施隊 (昭和猟友会)	捕獲等の対応が可能な狩猟者の手配等
利根沼田農業事務所	村に対する助言等
利根沼田環境森林事務所	村に対する助言等
沼田警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ハクビシンについては、生態系に影響を与えないような方法で埋設処理を行う。</p> <p>カモシカについては、「昭和村カモシカ保護管理計画」に基づき、適切な処理を行う。</p> <p>カラスについては、生態系に影響を与えないような方法で埋設する。</p>

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	放射性物質量がまだ少しあるため利用推進を控える。
ペットフード	放射性物質量がまだ少しあるため利用推進を控える。
皮革	予定なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	必要に応じて関係機関へ送り、調査や学術研究に利用する

(2) 処理加工施設の取組

予定なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

予定なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	昭和村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
昭和村	協議会の運営
利根沼田猟友会 昭和支部（昭和猟友会）	鳥獣の捕獲、追い払い 野生鳥獣の生息状況等の情報の収集及び提供
利根沼田農業事務所	技術供与と支援、資料収集、情報の共有
利根沼田環境森林事務所	技術供与と支援、資料収集、情報の共有
利根沼田農業協同組合	協議会と被害農家の連携 各種情報の収集と提供
被害地区区長	被害農家から協議会への被害の連絡 協議会と被害農家の連携
昭和村議会	村民から要望等の集約、報告

昭和村農業委員会	協議会と被害農家の連携 各種情報の収集と提供
被害農家代表	被害現場の集約、情報提供及び情報共有

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県鳥獣被害対策支援センター	鳥獣被害防止施策の指導・助言
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の分析や学術研究

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の規模は15人程度で、被害防止施策に積極的に取り組むことが見込まれる者を特措法第9条に定める「鳥獣被害対策実施隊員」に任命し、対象鳥獣7種類の捕獲を担うこととする。なお、実施隊員の内、わな免許を有する者については、有害鳥獣捕獲員と協力し、捕獲檻の管理等を担うこととする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、わな免許の取得を促進する。また、わな講習会等へ積極的に参加し、被害防止施策の実施体制を整備する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、関係者間で被害状況や出没状況などの情報を共有し、体制を整える。また、近隣市町村と連携し、被害対策の情報を共有することで、より効果的な被害の防止に努める。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。